生産緑地地区の買取申出について

■生産緑地地区等の概要について

1. 買取り申出日 令和5年10月6日(金)

2. 買取り申出理由 期間経過のため

(昭和50年12月27日指定の旧法生産緑地地区)

3. 地区番号 185番

4. 位置 生產緑地地区: 狛江市和泉本町三丁目 1124 番 1

宅地化農地 : 狛江市和泉本町三丁目 1124 番 4、1126 番 3

5. 位置図及び公図の写し





6. 地目 畑 (3筆とも) 7. 面積 合計 636 ㎡

> 生産緑地地区:558 m²(狛江市和泉本町三丁目1124番1) 宅地化農地: 26 m²(狛江市和泉本町三丁目1124番4)

> > 52 m²(狛江市和泉本町三丁目 1126 番 3)

8. 生産緑地地区の買取り希望価格

350,000,000円(@627,250円/m²)(生産緑地地区のみ)

■今後のスケジュールについて

1. 買い取る旨の通知期限 令和5年11月5日(日) (買取り申出日より1か月以内)

- 2. 生産緑地法に基づく解除 令和6年1月5日(金)
- 3. 都市計画法に基づく生産緑地地区の解除

令和6年12月頃